

高知県新型インフルエンザ等対策行動計画の一部改正概要

1. 予防計画について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条において、都道府県知事が国の策定する政府行動計画に基づき作成しなければならないと定められている計画。

作成及び改正時には、内閣総理大臣及び県議会へ報告することが法に規定されている。

2. 改正について

政府行動計画が変更された際に、必要に応じて改正を行うこととされており、平成29年9月12日付けで政府行動計画が改正されたことを受けて今回改正するもの。

平成25年に従来の任意計画から、特措法に基づく行動計画として新たに策定後、初めての改正。

3. 改正の概要

主に、備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の種類変更及び備蓄目標量の変更を行った。主な内容は下記のとおり。

- (1) 平成29年9月に閣議決定された、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の一部変更に基づく抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量、またそれに付随する項目の変更
- (2) 政府行動計画一部変更に基づく文言の修正
- (3) 関係法令に準拠した文言の整理、修正
- (4) 県庁内機構改革に伴う部署名等の修正